

# 夏目漱石『行人』論

## — 結婚をめぐる三世代の幻想 —

後 藤 彩

### はじめに

『行人』は、大正元年十二月六日、朝日新聞に連載された、漱石が四十五歳のときの作品である。執筆途中、漱石が持病の胃潰瘍再発のため倒れ、大正二年、四月七日に作品は一時中断したものの、九月十六日から再び掲載され始め、大正二年、十一月十五日に完結している。

『行人』は、明治から大正に移り変わる、まさにその狭間において著された作品である。だからこそ、大きく変化する社会を生き抜くそれぞれの登場人物たちの生き方が、作中、様々な形で随所に描かれている。

母の世代を第一の世代、一郎と直や、岡田夫妻などの世代を第二の世代、作中結婚する佐野とお貞さんや、結婚を控えている三沢、未婚の二郎の世代を第三の世代として、三つの世代に分類したうえで、それぞれの世代ごとに変化していく「家」制度と、登場人物たちがそれぞれに、その変化する制度の中どのように生きているかを中心考察していく。

### 一、過去に生きる人々——時代に取り残された生き方

長野家の父に対する評価は、母と息子たちの間で大きく異なる。それは、使用人のお貞さんと佐野の「結婚問題」をめぐり、最もよく表されている。

「でも貞丈でも極つて呉れるとお母さんは大変楽な心持がするよ。後は重ばかりだからね」

「是もお父さんの御蔭さ」と兄が答へた。其時兄の唇に薄い皮肉の影が動いたのを、母は気がつかなかつた。(中略)

憐れな母は父が今でも社会的に昔通りの勢力を有つてゐるとうに描かれているかに着目し、当時の結婚事情と、その制度下に生きる人々の結婚観との間に生じるズレを明らかにする。特に、父と

兄と同意見の自分は、家族中ぐるになつて、佐野を瞞してゐる様な気がしてならなかつた。（「兄」五）

このように、「母は父が今でも社会的に普通通りの勢力を有つてゐると許信じてゐた」（「兄」五）のと反対に、息子である一郎と二郎は、「社会から退隱したと同様の今の父に、その半分の影響さへ六づかしいと云ふ事を見破つて」（「兄」五）いた。一郎や二郎は「見破つてゐた」（「兄」五）とあるように、父から長男である一郎へと世代交代しつつある『行人』という作品は、父の隠居後を描いた物語である<sup>(2)</sup>。だが、父の社会的な影響力が減退していることに気づいているのは、同じ男性である息子たちであり、家庭を中心に生活する母は、後に詳しく論じるが、父の社会的な影響力が現存しているものと信じきつてゐる。

一方で、評価される立場にいる父は、自分自身の立場をどのように解しているのだろうか。

父は、当初、使用人であるお貞さんよりも、実の娘である重を先に嫁がせる方が、正当な順序だと主張していた。それは、息子からは「社会から退隱したと同様」（「兄」五）と思われてはいても、この頃の父には、まだ、家長として「家」を守ろうとする意識が根付いていたことの表れである。使用人よりも、実の娘を先に結婚させることは、父が生きてきた従来の「家」としては当然のしきたりである。そして、使用人と、自分の娘との差を明確にすることは、父の家長としての威厳を貫くことであり、また、実の娘の結婚を成立させさせされば、父自身の家長としての権限が明確化される。しかし、「結婚問題」が浮上した当初、父は、使用人であるお貞さんよりも先に、娘の重を結婚させるのが正当な順序だと主張していたが、一

郎が母の合理的な意見に同調すると、父も結局自分の意見を通そとはしなくなる。最早「兄の見地に多少譲歩してゐる父」（「帰つてから」十）は、自分の意見を通すことなく、兄に従い、それゆえに、お貞さんの「結婚問題」に深く干渉することはなくなつてしまつたのである。このことから、父は、お貞さんの結婚を通じて、「社会から退隱したと同様」（「兄」五）な自分の立場を、はつきりと自覺し、受け入れたとはいえないだろうか。父にとつてお貞さんの結婚は、お貞さんだけに限られた問題ではなく、その背景に、実の娘の「結婚問題」という、より重大な問題として捉えるべきものであつたはずだ。だが、実の娘の立場を守るよりも、長兄の見地に譲歩してしまつた父は、家長としての尊嚴を手放したといえる。

その後、父は、使用人のお貞さんの「結婚問題」だけでなく、実の息子である二郎が家を出ることになつても、家庭内の問題に深く関与することはない。

自分は極めて簡略に自分の決意を述べた上、「永々御厄介になりましたが……」といふやうな形式の言葉を一寸後へ付け加へた。父は唯「うん左右か」と答へた。やがて印紙を状袋の角へ貼り付けて、「一寸其ベルを押して呉れ」と自分に頼んだ。（「帰つてから」二十五）

家を出るという息子に、「唯『うん左右か』と答へ」（「帰つてから」二十五）るだけの父は、息子を止めようともせず、また、なぜ家を出るのかという理由を問うこともしない。

本来二郎の家を出るという決断は、長野家にとつて大きな事件であるはずだ。なぜなら、二郎が家を出なくてはならない理由は、一郎と直の夫婦の問題と切り離しては考えられないからである。二郎

が家を出ることと、一郎夫婦が実際どのように関与しているかについては、二郎の妹である重の言葉から読み取れる。

二郎が家を出ることは、妹である重からも以前から忠告されたことで、二郎と口論になり、感情的になつた重は、感情の赴くままに、日ごろから兄二郎に対して抱いていた思いを具体的な言葉にして吐露している。

お重は果して泣き出した。自分はお重と喧嘩をするたびに向ふが泣いて呉れないと手応がない様で、何だか物足らなかつた。自分は平氣で貰を吹かした。

「ぢや兄さんも早くお嫁を貰つて独立したら好いでせう。其方が妾が結婚するよりいくら親孝行になるか知やしない。厭に嫂さんの肩ばかり持つて……」（帰つてから）八

使用人であるお貞さんよりも、娘である重の結婚が遅れるということは、本来の筋とは異なる状況であり、両親にとつても、案じずにはいられない問題のはずである。ところが、重は、自分の置かれたその状況を改善するために結婚するよりも、二郎が結婚して独立した方が、親孝行になるはずだと主張する。その後も、口論はおさまることなく、二郎が独立した方が、長野家にとつて好都合だと主張する重の、その根拠となるものが明らかにされる。

「何だつて、そんなに人を馬鹿にするんです。是でも私は貴方の妹です。嫂さんはいくら貴方が蟲原にしたつて、もとく他人ぢやありませんか」（中略）  
「だから私に早く嫁に行けなんて余計な事を云はないで、あなたこそ早く貴方の好きな嫂さん見た様な方をお貰ひになすつたら好いぢやありませんか」（帰つてから）九

重は、一郎と直の関係が良好ではないことの原因は二郎にあると思ひ、二郎が直の肩ばかりをもつことを良く思っていない。明らかに、二郎と直の関係を疑つているのだ。二郎と直の関係が、一郎と直の関係とは対照的に良好であることに対し否定的に見ているのは、妹の重ばかりではなく母も同様である。

母は、妹の重と同様に、二郎と直の親しげな様子を嫂と義弟以上との関係として、明らかに疑つている。それは、母が、一郎夫妻とともに大阪旅行をしたときに、二郎を監視するような素振りにも表れている。

母と二郎は同じ部屋で布団を並べ、隣の座敷には、兄夫婦が寝ているという状況で、二郎が部屋を出ようとした瞬間、「寐入つてゐたと許思つた母が」（「兄」十五）、急に二郎に声をかける。会話もなくなり寝ていたとばかり思つていた母は、ずっと起きていたうえに、二郎の行動に、注意をはらつていたのである。

二郎と直の距離が近づこうとしたとき、母はそこにすかさず介入しようとする。周囲が寝ていると思っていた母は、実際には、寝静まっていることはなく、常に緊張の中にいたのだ。そのように緊張した状態で、母は、二人の様子を觀察しつづけ、以下のように、二郎と直の関係に明らかに疑惑の目を向けている。

嫂は自分と顔を合せた時、いつもの通り片瞼を見せて笑つた。自分と嫂の眼を他から見たら、何處かに得意の光を帶びてゐたのではあるまいか。自分は立ちながら、次の室で浴衣を畳んでゐた母の方を一寸顧見て、思はず立竦んだ。母の眼付は先刻からたつた一人でそつと我我を觀察してゐたとしか見えなかつた。自分は母から疑惑の矢を胸に射付けられたやうな気分で兄

の居る室に這入つた。（「兄」四十二）

「こでは、二郎と直の関係を、そつと「觀察してゐた」としか見えなかつた」（「兄」四十二）眼つきの母だからこそ、二郎が家を出るときも、二郎が家を出るに至つた根本的な問題に気づいており、そのうえで父とは異なり、口を出さずにはいられない母の様子が描かれている。

母は急に後から呼び留めた。

「二郎たとひ、お前が家を出たつてね……」

母の言葉は夫丈で支へて仕舞つた。自分は「何ですか」と聞き返したため、元の場所に立つてゐなければならなかつた。

（「帰つてから」二十四）

言葉を濁しはするものの、母は、二郎が家を出る経緯を理解していた。そのうえで、濁した部分にこそ、本当に言いたいことが隠されているはずだ。たとえ家を出たところで、重が以前忠告したように、あくまでも直は、二郎にとつて嫂なのだとということを念頭に置くように、母は言いたかったのではないだろうか。これまで、二郎と直を、「たつた一人でそつと（中略）観察してゐた」としか見えなかつた」（「兄」四十二）母の眼つきには、重と同様に、二郎と直に對して明らかな疑念が込められている。

以上のように、二郎と嫂である直の関係は、母や、妹である重にさえ疑われる程のものである。だから、もちろん、当人である夫、一郎こそが、二郎と直の関係を最も疑つてゐるのは当然である。

一郎は、疑惑を抱くに至つた実証がある訳ではないというが、母や妹の目から見ても、二郎と直の関係は疑わしく映つてゐるくらいなのだから、一郎の目にも、疑念を生じさせるのに十分な素振りが

見えたのではないだろうか。もっとも、一郎が胸中をはつきりと二郎に告げていることから、二郎の直接的な言動が原因ではないとしても、二郎が介入することで、一郎と直の関係が複雑化してしまつたということには変わりない。二郎が、一郎夫妻の側にいることで、一郎をはじめ母や妹の、二郎と直に対する疑惑をより深いものとしてしまつてゐているのだ。一郎と直の夫婦関係を良好なものとして維持させるために、長野家にとつて二郎が直の側にいることは許されないのである。一郎と直のために、二郎は家を出ることとなつたのだ。

ところが、このように、家族の誰もが気づいているであろう、自分の息子たちの問題にさえも、父は深く干渉しようとはしないのだ。だが、そもそも二郎の方も自分が家を出ることに関する、はじめから父に意見を求めるつもりはなく、家を出るという決定事項を以下のように報告したまでである。

①自分は夫でも三沢に適当な宿を一二軒教はつて帰り掛に、自分の室迄見て帰つた。家へ戻るや否や誰より先に、まづお重を呼んで、「兄さんもお前の忠告して呉れた通り愈家を出る事にした」と告げた。お重は案外な様な又予期してゐたやうな表情を眉間にあつめて、凝と自分の顔を眺めた。（「帰つてから」二十三）

②自分は是から段々に父や母に自分の外へ出る決心を打ち明けて、彼等の許諾を一々求めなければならないと思つた。ただ最後に兄の所へ行つて、同じ決心を是非共繰返す必要があるので、それ丈が苦になつた。

母に打ち明けたのは慥その明くる日であつた。母は此唐突な自分の決心に驚いたやうに、「何うせ出るならお嫁でも極つて

からと思つてゐたのだが。——まあ仕方があるまいよ」と云つた後、憮然として自分の顔を見た。自分はすぐ其足で、父の居間へ行かうとした。(「帰つてから」二十四)

二郎は、まず、妹の重に家を出ることを告げ、続いて母に打ち明ける。そして、母に伝えた「其足で」(「帰つてから」二十四)、まるで事のついでのようになつて父に伝えていた。さらに、二郎にとつて、最後に「同じ決心を是非共繰返す必要がある」(「帰つてから」二十四)のは、兄であり、一家の長である父ではない。二郎は家を出ることについて、初めに、父のもとへ赴き伺いを立てるのではなく、また、最後に話して最終的な了承を得ようというわけでもない。二郎は、父に、自分が家を出るということを、妹や母に伝えるのと同じように捉え、ただ事実として伝えたのである。

これらのことから、父は、一郎や二郎も気づいているように、社会的に引退したと同様の立場であるとのみならず、家庭内에서도、家父長としての権限を失いつつあるといえる。明治から大正へと移り変わる中、社会的地位や権力、家庭内での威儀は過去に取り残され、それと同時に内面的な自己をもその過去に置き去つた人物こそが父なのである。

父自身、家庭内での権限が衰退しつつあることについて、どのように捉えていたのだろうか。そのことについては、父が不在の大阪旅行をもとに考察していく。

母と兄夫婦だけで大阪を訪れたとき、「妙な組合せであつた」(「兄五」)ということに、二郎をはじめ当人たちも気付いていた。ところがこれが妙な組み合わせだということに誰もが気づいてはいても、実際に、そこに父が付き添うことはなかつた。ここで、この大阪旅

行の目的を整理しよう。この〈旅〉の目的は以下のとおりである。

斯んな訳で、母の一一番軽く見てゐたお貞さんの結婚が最初に極まつたのは、彼女の思はくとは丸で反対であつた。けれども

早晚片付なければならぬお貞さんの運命に一段落を付けるのも、矢張り父や母の義務なんだから、彼等は岡田の好意を喜びこそそれ、決してそれを悪く思ふ筈はなかつた。(「帰つてから」八)

母たちが大阪を訪れた一番の目的は、佐野とお貞さんの縁談をまとめるためである。父から一郎へと世代交代しつつある長野家は、一郎の経済力では、お貞さんをこれまでと同じように養つていく余裕はない。そのため、お貞さんの「結婚問題」を一刻も「早晚片付なければならない」(「帰つてから」八)のであり、「早晚片付けなければならぬお貞さんの運命に一段落を付けるのも、矢張り父や母の義務」(「帰つてから」八)であるはずなのだ。ところが、父はあえて佐野とお貞さんの結婚をまとめたための大坂旅行についていかなかつた。なぜなら、父は自分の立場を理解していたからである。父には、既に家長としての権力は長男である一郎に譲り渡したという意識があり、過去に生きる人物としての自覚があるので。だから、佐野とお貞さんの結婚問題にも、二郎が家を出る経緯についても、深く干渉することがないのである。

一方、父と同時代を生きる母は、どのような身の振り方をしているだろうか。

和歌の浦行に母がすぐ賛成したのも、実は彼女が兄の気性を能く呑み込んでゐるからだらうと自分は思つた。母は長い間吾子の我を助け育てるやうにした結果として、今では何事によら

ず其我の前に跪坐く運命を甘んじなければならぬ位置にあつた。（「兄」六）

「長い間吾子の我を助け育てるようにした結果として、今では何事によらずその我の前に跪坐く運命を甘んじなければならぬ位地」（「兄」六）にある母は、父と同様、過去に取り残された人物といえる。ところが、母は父とは異なり、取り残された過去に生きるのではなく、過去にしがみついたまま現在を生きつづけようとしているのだ。そのため、父が一郎夫妻に一任した大阪旅行に、母が付き添うという「変な形になつて現れ」（「兄」五）、誰の目にも「妙な組合せ」（「兄」五）として映るのである。しかし、「妙な組合せ」であつても、母は、父とともに引き下がるというわけにはいかなかつたのではないだろうか。

「男は厭になりさへすれば一郎さん見たいに何処へでも飛んで行けるけれども、女は左右は行きませんから。妾なんか丁度親の手で植付けられた鉢植のやうなもので一遍植られたが最後、誰か来て動かして呉れない以上、とても動けやしません。凝としてゐる丈です。立枯になる迄凝としてゐるより外に仕方がないんですもの」

自分は気の毒さうに見える此訴への裏面に、測るべからざる女性の強さを電気のやうに感じた。（「塵勞」四）

以上は、直が二郎に語った言葉であるが、直がいう女性の立場の弱さは、直だけに限らず、母にとつてもあつてはまるようと思われる。大阪へ連れていかれたお兼さんにも、これから結婚しようとしているお貞さんにとっても、自由奔放に振舞つて見える重いとつともあつてはまるものである。「丁度親の手で植付けられた鉢植

のやうなもので一遍植られたが最後、誰か来て動かして呉れない以上、（中略）立枯になるまで凝としているより外に仕方」（「塵勞」四）がないというように、当時の女性は結婚後夫によつて所有されるものとして法律でも規定され、妻となつた女性に自由はない。夫に従い、息子に従うばかりで、自分自身を「個人」として確立させることが今でも社会的に昔通りの勢力を有つてゐると許信じ」（「兄」五）るより他になかつたのである。そこには、自分が父の「従属物」であるということを理解している母にとつて、父が今でも社会的に勢力を有していると信じていなければならない理由がある。

家父長の威儀に関わる問題は、男性自身の問題以上に、皮肉にも、夫の「従属物」であるはずの妻、家庭の中でしか生きられない、夫がいなくては生かされない母のような女性にとつての、存在意義が消滅するとの同義なのだ。夫の威儀が失墜するという事実を受け入れたとき、そのことが父だけの問題にはおさまらず、母自身にも降りかかるということに、母は気づいていたのではないだろうか。だからこそ、「母は長い間吾子の我を助け育てるやうにし」（「兄」六）てきたのではないだろうか。

父の権威が以前と比べ衰退していることに、母も気づきつつあるために、父が勢力を有していると信じ、そのように主張すると同時に、今、家長としての権限を引き継ごうとする一郎に対し、必死で機嫌を伺つてばかりいるのだ。母はその思いから、一郎と直の関係を常に気にかけている。

二郎に対し「いくら旦那が素ツ氣なくしていたつて」（「兄」十三）、妻の方から「少しは機嫌の直るやうに仕向けて呉れなくつ

ちや困る」（「兄」十三）と語る母は、一郎の素つ氣無さを認めつゝも、それでも妻である以上、夫の機嫌を取ることは当然のことと捉えていることがわかる。夫に尽くすことは妻として当然のことという考え方、「家父長制度<sup>(5)</sup>」のもとで生きている母だからこそ生じるものであるが、一郎の機嫌が損なわれると、妻である直が困るのではなく、母が困ると感じていることには注意が必要だ。息子夫婦の仲がうまくいかないと母が困るというのは、単なる老婆心からくるものというだけにとどまらず、今となつては、家庭内での地位を失いつつある父の代わりに、家長としての権限を引き継ごうとする長男の一郎の機嫌をとることこそが、家庭に生きる母にとつてのすべてなのだ。一郎の顔色ばかりを気にする様子は、一家の長としての権威が父から息子に受け継がれ、母も新しい家長に従いつつあることの現われなのである。だからこそ、母は常に、一郎夫妻の様子を気にかけ、また、そこに關わる一郎の動向にも注意を向けているのだ。「母の眼付は先刻からたつた一人でそつと我々を觀察してゐたとしか見えなかつた」（「兄」四十二）ように、必要以上に一郎と直、二郎と直の関係に干渉している。一郎が気づくよりも前から、母は二郎と直の関係を、明らかに疑心に満ちた目でずっと見ていたのだ。一郎が家長としての権限を引き継ぎつつある今、直の姿が母を始めとする周囲の目にも冷淡に映ることは、夫婦間だけの問題ではなくなり、母自身にも関わる「家」の問題となる。だからこそ、母は常に一郎夫婦の関係に口を出さずにはいられないのだ。

母はどうにか家庭内に生き場を見出そうとするのだが、父の威厳が保たれ、必然的に、母の地位も確立されるということは、家長の座を父から一郎へと譲り渡しつつある状況にあつては、最早実現す

ることのできない過去の幻と化してしまった。  
ところが、父の権威が失われつゝあるのは、世代交代の波が押し寄せたことに關係しているのだが、引き継いで家長としての権限を得つつある長男の一郎が、これまでの家長のように絶対的な権限を手に入れたというわけでもない。なぜなら、明治から大正へと時代が移り変わる中、「家父長制度」そのものが形を変えていったからである。そして、「家」の形、特に夫婦の関係に対して、一郎は疑惑を抱き苦悩を深めていくこととなる。

## 二、未来を生きる人々——時代に抗う生き方

長野家には、一郎と二郎という二人の息子が存在するが、同じ息子でも、長男と次男では、家庭内での二人に対する対応には格差が生じている。

一郎が家庭内で最も優位に立ち傲慢な態度をとり続けるのは、「父が昔堅気で、長男に最上の権力を塗り付けるやうにして育て上た結果」（「兄」二）だとあるが、これは、まさに明治という近代国家が強固なものとして確立させた「家父長制度」の具現である。父の代が終わつたら、次に家長の座を継ぐのは、長男である一郎の役目であり、一郎は、周囲から最上の権力を与えられているのだ。ところが、周囲から位置づけられるがままに、最上の権力を振るつて生活しているように映る一郎であつても、「家」に属するものすべてを、一郎の「従属物」として捉えるような、本来の家長としての態度を貫き通すことはない。「父が昔堅気で」（「兄」二）「育て上た結果」（「兄」二）、自分が家長として家を守らなくてはいけないという意識だけ

は高い一郎である。だが、だからこそ、今現在、自分自身が置かれてつある家父長としての地位が、父の時代とは異なり徐々に変化し、危ういものとなりつつあることにも、いち早く気づいていたはずである。そのうえで、一郎は、本来自分が守るべき家庭をどのように守るべきなのか、その術を心得ていないことを悩ましく思うのだ。

一郎は、その思いを二郎に向けて語る。

「己は自分の子供を綾成す事が出来ないばかりぢやない。自分の父や母でさへ綾成す技巧を持つてゐない。それ所か肝心のわが妻さへ何うしたら綾成せるか未だに分別が付かないんだ。此年になる迄学問をした御蔭で、そんな技巧は覚える余暇がなかつた。二郎、ある技巧は、人生を幸福にする為に、何うしても必要と見えるね」（帰つてから）五

「自分の子供を綾成す事が出来ないばかりぢやない。自分の父や母を綾成す技巧を持つてゐない。それ所か肝心のわが妻さへ何うしたら綾成せるか未だに分別が付かない」（帰つてから）五と一郎は自分自身を評している。実際に、自分の子供に対してその綾成しかたがわからぬため、娘である芳江は、以下のように、父である一郎にだけなつかない子として育つた。

実の子である芳江は、「御父さんの側に行かない」（帰つてから）三）「御母さん子」（帰つてから）三として育つている。一郎が自分自身を評するように、父としての、子どもの扱い方が分からなければ、娘は父親の傍に寄り付かない。しかし、実際には父になつかないとしても、娘である以上、芳江に対する権限は、父である一郎だけのものである。

当時の民法には、家族について次のような文言がある。

## 第九章 親權

### 第一節 子ノ身上ニ對スル權

#### 第一百四十九條 親權ハ父之ヲ行フ

父死亡シ又ハ親權ヲ行フ能ハサルトキハ母之ヲ行フ  
父又ハ母其家ヲ去リタルトキハ親權ヲ行フコトヲ得ス

#### 第二節 子ノ財產ノ管理

#### 第一百五十三條 父ハ未成年ナル子ノ總テノ行爲ニ付テ之ヲ代 表シ自己ノ財產ニ於ケル如ク其財產ヲ管理ス

#### 第一百五十四條 父ノ管理ニ於テハ第百九十四條ニ記載シタル 行爲ハ尙ホ之ヲ管理行爲ト看做ス

#### 第二百四十三條 戸主トハ一家ノ長ヲ謂ヒ家族トハ戸主ノ配偶 偶者及ヒ其家ニ在ル親族、姻族ヲ謂フ

戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ稱ス（傍線論者・明治二十三年  
十月六日施行『旧民法』（人事編））

### 第五章 親權

#### 第一節 總則

#### 第八百七十七條 子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス但獨立ノ生 計ヲ立ツル成年者ハ此限ニ在ラス

父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又  
ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ（傍  
線論者・明治三十一年六月二十一日施行『改正民法』（第  
四編 家族）

民法でも示されているとおり、本来、父が死亡したときなどの例外を除き、基本的には父に親權がある。父と母の両者にではなく、父が存在する場合は、父だけに親權が与えられるのだ。たとえ子ども

もがなつかなくとも、子どもに対する権限は、すべて父のものであるのだから、本来、一郎が不安に駆られる必要などないはずである。子どもばかりではない。妻に対しても、夫には妻の生活を掌握する権限がもたされている。

### 第三章 婚姻

#### 第二節 婚姻ノ効力

第七百八十八條 妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル

入夫及ヒ婿養子ハ妻ノ家ニ入ル

第七百八十九條 妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フ

夫ハ妻ヲシテ同居ヲ爲サシムルコトヲ要ス(傍線論者・明治三十一年六月二十一日施行『改正民法』(第四編 家族))

法の上では、一郎は、妻である直、娘である芳江の、両者に対する権限を有している。実際生活においてどうであるかは問題ではなく、権限は揺るぎないものとして保証されたものなのだが、一郎は、名実ともに「家長」として、妻や子を「綾成し」たいと思っていたのだ。ところが、実際の生活において、一郎は、妻にも子どもにもなつかれていなかった。制度上の問題としてではなく、現実に繰り広げられる生活の中で、本当の意味での「家長」を目指した一郎は、たとえ法で定められていたとしても、実際生活における「家父長制度」の限界を肌で感じていたはずだ。

だからこそ、一郎は家を守るためにも、共に歩んでいく必要のある妻に救いを求め、妻のすべてを把握したい気持ちにかれているのだ。つまり、一郎は、制度化された社会における「個」を確立するよりも、実は、生身の人間で築かれた家庭における「共同」こそを、優先させて目指していたのである。一郎が生きようとしたのは、

社会ではなく家庭である。妻を単なる〈従属物〉ではなく「個人」として捉え、真摯に向き合おうとしているのだ。

一郎にとつて特別親しい友人であるHさんからの手紙には、一郎とHさんの間で繰り広げられた、以下のようなやりとりが記されている。

兄さんの眼には御父さんも御母さんも偽りの器なのです。細君は殊にさう見えるらしいので、兄さんは其細君の頭に此間手を加へたと云ひました。

「一度打つても落付いてゐる。二度打つても落付いてゐる。三度目には抵抗するだらうと思つたが、矢つ張り逆らはない。僕が打てば打つほど向はレデーらしくなる。そのため僕は益無頼漢扱ひにされなくては済まなくなる。僕は自分の人格の堕落を証明するために、怒を小羊の上に洩らすと同じ事だ。夫の怒を利用して、自分の優越に誇らうとする相手は残酷ぢやないか。君、女は腕力に訴へる男より遙に残酷なものだよ。僕は何故女が僕に打たれた時、起つて抵抗して呉れなかつたと思ふ。抵抗しないでも好いから、何故一言でも云ひ争つて呉れなかつたと思ふ」(『塵勞』三十七)

一郎の孤独は、社会のみならず、家庭の中にあるのだ。だからこそ、直が一郎に「打たれた時」(『塵勞』三十七)、どうして「起つて抵抗して呉れなかつたと思ふ。抵抗しないでも好いから、何故一言でも云ひ争つて呉れなかつたと思ふ」(『塵勞』三十七)のだ。夫婦間における従属関係を、当然のこととして捉えていない一郎の「眼」には御父さんも御母さんも偽の器」(『塵勞』三十七)でしかなく、最も近い存在である「細君は殊にさう見え」(『塵勞』三十七)でし

まうのである。妻を単なる〈従属物〉としてではなく、「個人」として捉え、対等な立場に立ち、本音で語り合いたいという一郎の思ひが、本音を見せない妻を疑うことへとつながつてしまつたのだ。

では、妻である直はそのような一郎の思いをどのように受け止めていたのだろうか。直は、和歌山旅行中に二郎に対し次のように發言している。

「妾そんなに兄さんに不親切に見えて。これでも出来る丈の事は兄さんに為て上てる積よ。兄さん許ぢやないわ。貴方にだつて左右でせう。ねえ二郎さん」(「兄」三十二)

この発言から、直は一郎を思いやり、そのために一郎の所有する「家」そのものも同様に大切にしていることがわかる。直の「兄さん許ぢやない」(「兄」三十二)という言葉は、一郎を大切に思う気持ちから、一郎の所有する「家」そのものを直も一郎と共に大切にしているという証でもある。

父と母、弟である二郎、妹である重、使用人のお貞さんまでを抱えた大所帯の主を、事実上、今では引退した父の代わりに一郎が務めている。つまり、直が二郎に親切にするということは、二郎のためではなく、すべては二郎の兄である一郎、すなわち直の夫である一郎のためなのだ。

もちろん、聞き手が一郎であるため、直が本当に夫を大切には思つていなかつたとしても、夫の弟である二郎に対して、そのとおりに事實を伝えるということはないだろう。「出来る丈の事は兄さんに為て上てる積」(「兄」三十二)という直の発言は、あくまでも身内である二郎に向けられた言葉であり、本心かどうかは明らかではない。ただ、和歌山の〈旅〉での二郎とのやりとりが、そのまま一郎

に伝わるであろうことは、当然ながら直も承知していたはずだ。二郎に対して語りながらも、その背後にある一郎への告白だと思つて問題はないだろう。

そのうえ、二郎と直のやりとりは、直が涙を流すまで止まず、白熱したものとなる。周囲から見ても、冷淡だと評される直は、あまり感情を表には出さない女性として描かれている。ところが、ここでは、直の感情的な一面が露呈するのだ。感情の赴くままに發言するこのときの直は、初めて本音を見せ、ここで発言は、本心に基づくものだと解せるのではないだろうか。

「そりや兄さんの氣六づかしい事は誰にでも解つてます。あなたの辛抱も並大抵ぢやないでせう。けれども兄さんはあれで潔白すぎる程潔白で正直すぎる程正直な高尚な男です。敬愛すべき人物です……」

「二郎さんに何もそんな事を伺はないでも兄さんの性質位妾だつて承知してゐる積です。妻ですもの」

嫂は斯う云つて又しやくり上げた。(「兄」三十二)

直には、第三者である二郎にわざわざ聞かないまでも、一郎の性質位妻だからこそ承知している積だという自覚がある。周囲からは冷淡と見えても本人は夫を理解しようと努めていることがわかる。妻として、夫である一郎の性質を理解し、そのうえで、並大抵ではない「辛抱」をし、「敬愛」している。直には、妻としての自覚があるからこそ、先にも述べたように、長野家の嫁として、一郎の所に有する家で生きていくこととしているのだ。

ところが、一郎自身に長野家の家長としての自覚がないのである。一郎は、Hさんに対して家庭に対する思いを打ち明けた際、二郎と

重の名前を口にしていない。

一郎は、弟の二郎と妹の重までも自分の保護すべき「家」の一員としては捉えていないのだ。一郎にとつての「家」とは、妻である直と娘である芳江に関心が集中したものであり、直とは夫に従属する妻ではなく、夫と対等の立場にいる妻として共に生きていく、新しい夫婦の形を目指したものなのだ。

だが、直は、常に、たつた一人でそつと直たちを観察していたとしか見えない母の存在が常にあることで、過去に生きてきた母自身の生き方を押し付けられてしまっているのだ。周囲からは夫を蔑ろにしているように映る直は、「見、自我を通そうとする新しい生き方をする女性のように見える。しかし、実際は、周囲の期待どおりに「家」を守ろうとする、母と同じ過去という時代を生きる女性なのだ。だからこそ、一郎が望むように、夫と対等の立場で、心の中をすべて明かすような妻にはなれないものである。直が本心をさらけ出すことはないのだ。

母の考えを汲み取った直にとつての「家」に対する考え方と、一郎の考える新しい「家」の形とには微妙なズレが生じ、やがてそれは、さらに埋めがたい大きな溝となつて夫婦の関係を複雑なものとしてしまうのである。

### 三、現在を生きる人々——時代に沿つた生き方

作品の冒頭で、一郎が大阪を訪れた最大の目的も、一郎と直と母が後から大阪を訪れたのも、すべては、お貞さんと佐野の結婚のためであった。以前は、長野家で書生として世話になつていた岡田の

紹介で、佐野とお貞さんの結婚話が浮上したのである。ところが、佐野とお貞さんの結婚をめぐつて、周囲の動きが慌しくなる一方で、佐野とお貞さんの当人同士は顔を合わせることすらないまま淡淡と結婚へと向かっていく。

「兄さん佐野さんて一体どんな人なの」と例の前後を顧慮しない調子で聞いた。是は自分が大阪から帰つてから、もう二度目若しくは三度目の質問であつた。（中略）

自分は静かに葉書と筆を机の上へ置いた。

「全体何を聞かうと云ふのだい」（中略）

「佐野さんの人と為りに就いてます」（「帰つてから」八）

お貞さんは「佐野さんの人と為りに就いて」（「帰つてから」八）は何も知ることなく、また佐野とお貞さんの当人同士が直接会うことすらないまま、岡田夫妻と長野家の手によつて「結婚は愈事実となつて現るべく、目前に近づいて」（「帰つてから」三十三）いく。しかし、これは当時の結婚ではそれ程珍しくもないことであり、結婚とは、当人同士の意思よりも、家柄や財産などを主体に、周囲が取り決めていくものであつた。作中でも、当時の制度に沿い、登場人物たちは、当人同士の思いよりも、周囲の人物たちが主体となつて取り決められた結婚により、夫婦関係に至つてゐる。一郎にとつての結婚も例に違わず、当時の結婚制度に沿つたものである。

既に直と夫婦関係に至つてゐる一郎にとつても、夫婦とは人間の作った関係だと認識されている。「人間の作った夫婦といふ関係」（「帰つてから」二十七）という一郎の言葉からも分かるように、佐野とお貞さんをはじめとして、登場人物たちは、周囲の斡旋によつ

て結婚という形をとつてゐる。一郎自身、「自然が醸した恋愛の方が、実際神聖だ」（「帰つてから」二十七）と評してはいるが、結果的に「人間の作った夫婦といふ関係」（「帰つてから」二十七）に落ち着いてゐるのだ。

それは、結婚が個人間の問題ではなく、「家」同士の問題であるということに關係しているためである。二郎が事実上見合いをしたときに、母は、真っ先に相手の背景にあるものについて問い合わせる。母は二郎に、事実上見合いをした相手は「財産がどの位あるんだらうとか、親類に貧乏人があるだらうかとか、或は悪い病気の系統を引いていやしなからうかと云ふやうな事」（「塵労」二十七）を訊ねる。母にとって、息子の見合い相手がどのような人物なのかを測るために、その女性の「人と為り」についてではなく、その女性を取り巻く家庭環境こそが最重要問題となるのだ。家庭環境の良し悪しこそが、結婚における一番の条件なのだ。

しかし、同じ時代を生きる家庭であつても、岡田夫妻にとつての「家」は、舅や姑のいない核家族のため、母が押し付けるような「家の問題に、縛られることなく生活しているように見える。実際、子どもがいなくとも「幸福な家庭」（「友達」五）の象徴として周囲の目には映つてゐる。

周囲の目にも、岡田夫妻は理想の夫婦として捉えられている。だが、当人の岡田は、お兼さんと結婚してから「五六年前にな」（「友達」四）つた現在、子どもができないということだけを気にかけている。

岡田は、「可愛いかどうかまだ」（「友達」四）分からずの存在にも関わらず、子どもがいないことに対して不満を抱いてゐる。ただ、

わからないだけに、子どもそのものに興味があるというわけではない。岡田は、子どもがいないという事実が、妻を一人前に出来ないということ、同義のようにとらえているのである。だからこそ、岡田は子どもを欲しているのだ。

岡田が気にかける対象の妻であるお兼さんのほうは、子どもについてどのように考えているのだろうか。

「奥さん、子供が欲しかありませんか。斯うやつて、一人で

留守をしてゐると退屈でせう」

「左様でも御座いませんわ。私兄弟の多い家に生れて大変苦労して育つた所為か、子供程親を意地見るものはないと思つて居りますから」

「だつて一人や二人は可いでせう。岡田君は子供がないと淋しくつて不可ないツて云つてましたよ」

お兼さんは何にも答へずに窓の方を眺めてゐた。（「友達」六）

お兼さんは、「子供程親を意地見るものはないと思つて」（「友達」六）いる。もちろん、夫婦間の問題について、第三者である一郎に、その本音を簡単には告白しないだろうから、必ずしも本心から発せられたものではない可能性もある。しかし、子どもが出来ないことにに対する強がりであるとしても、実際に、兄弟の多い家の生活を経験していることから、子どもを育てるとの困難さを理解しているということには違ひない。だから、お兼さんは、子どもがいないことを他人である一郎に指摘されても、退屈だらうという問い合わせに「左様でも」（「友達」六）ないと言ひ返すだけの余裕がある。子どもに興味がない夫と、子どもを育てる困難さを理解している

妻にとつて、子どもがいなまでも、本来、当人同士の間に問題はないはずだ。ましてや、周囲からも「幸福な家庭」（「友達」五）の象徴として認められている岡田夫妻であれば、現状でも十分満たされているはずである。ところが、子どもがいなといふことを、岡田だけはわざわざ一郎に告げる程、必要以上に不都合に感じている。なぜなら、夫である岡田は、「女房を世間並にする為に」（「友達」四）子どもが必要だと考えているからである。「妻たるもののが子供を生まなくつちや、まるで一人前の資格がない様な気が」（「友達」四）しているのは、一人前かどうか世間から査定される本人である、妻のお兼さんではなく、夫である岡田のほうなのだ。このことから、岡田は、妻であるお兼さんのことを、自分の所有する「家」に属する〈従属物〉としてしか捉えていないことがわかる。お兼さんが、子どもが出来ないことに不都合を感じていることはなくとも、岡田は子どものいない妻に不都合を感じているのだ。妻の意思を尊重してのことではなく、子どものいない妻をもつ、夫としての社会的立場を考えたうえで、岡田には妻を一人前にする必要があると感じているのである。

もう晩飯の用意も出来たから帰らうぢやないかと云つて、二人帰路についた時、自分は突然岡田に、「君とお兼さんとは大変仲が好いやうですね」といつた。自分は眞面目な積だつたけれども、岡田にはそれが冷笑のやうに聞えたと見えて、彼はたゞ笑ふ丈で何の答へもしなかつた。けれども別に呑みもしなかつた。（「友達」四）

核家族である岡田家は、夫婦が対等な立場にあるからこそ「大変仲が好い」関係を築けているようにもみえるが、その内実は、時代

が求めるところ従来の「家父長制度」に沿つたものであり、家長としての意識が、岡田にも根付いている。だからこそ、岡田はお兼さん自身の評価をされたときには、子どもがいなことを欠点として挙げたのだが、お兼さんとの仲を評価されても、夫婦としての関係そのものには関心がないことなので、肯定も否定もしないのである。つまり、新しい家庭を築いているようにみえる岡田家も、根幹は、父と母の世代と同じく、妻を夫の〈従属物〉として見做す、従来の家庭と何ら変わりないものなのだ。

しかし、「家父長制度」の形態に沿つて従属関係を保つてゐるからこそ、岡田夫妻は「幸福な家庭」（「友達」五）を維持しているとはいえないだろうか。妻を個人として捉えていない夫にとつては、妻は無暗に疑つたりする対象などではないため、表面上は、「大変仲が好い」（「友達」四）夫婦の形を維持していられるのだ。先述の、「人間の作つた夫婦といふ関係」（「帰つてから」二十七）は、本音を隠し従属関係を貫くことで「幸福な家庭」（「友達」五）として成立するものなのだ。

ところが、一郎のように、妻を単なる〈従属物〉ではなく、一個人として捉えていると、「本音を吐かせて見たい」（「帰つてから」三十一）といふ欲求が生じ、自分と対等の立場に立たせたいと思うのだ。そして、ますます一郎は、妻である直に対する疑いを深めていくのである。

「近頃の、何事も隠さないといふ主義」（「兄」十八）のもと生きているのは、一郎だけではなく一郎自身もそうであり、その主義を前にして、妻を、自分と対等の人格をもつ一個人として捉えようとしたとき、一郎の思う結婚の形は徐々に姿を変えていくこととなる。

一郎の結婚に対する考え方には、世代ごとの結婚観を超越し、時代のさきがけとなる新しい視点が見られる。一郎の苦悩は、一郎の内面に根ざされた自分勝手な「個人主義」からくるものではなく、同じ「個人主義」でも、それまでは夫の〈従属物〉として扱われていた妻を一個人として捉え、妻という他者の心を知りたいという誠実な苦悩なのだ。

ここでの大正期に定められた民法を取り上げる。ここには、父と母の時代である明治期には認められていなかつたが、大正という時代になり、初めて認められた権限がある。

#### 第十四 妻ノ能力及ヒ夫婦財産制

一 妻ノ無能力及ヒ夫婦財産制ニ関スル規定ヲ削除シ之ニ代ルヘキ相當ノ規定ヲ「婚姻ノ効力」ノ下ニ設ケルコト

二 妻ノ能力ハ適當ニ之ヲ擴張スルコト

三 夫婦ノ一方カ婚姻前ヨリ有セル財産及ヒ婚姻中自己ノ名ニ於テ得タル財産ハ其特有財産トスルヲ原則トシ夫又ハ女戸主カ其配偶者ノ財産ニ對シテ使用及ヒ収益ヲ爲ス権利及ヒ夫ノ妻ノ財産ニ對スル管理權ヲ廢止スルコト<sup>(10)</sup>

(傍線論者・「臨時法制審議会諮詢第一号決議民法（親族編相続編）中改正ノ要綱」大正十四年五月十九日決議)

大正期の民法にもあるように、作品が発表された時代には、広くは認められていかつた妻の能力を、一郎は、時代にさきがけて認めていたといえる。自分自身もジェンダーバイアスに囚わされているという事実に気付いた漱石は、そのような一郎という人物を描くことでそこから打開しようとしていたのである。<sup>(11)</sup>ここにある臨時法で、妻の権限が認められたのは、大正十四年であり、大正十四年は、「婦

人參政權獲得期成同盟会」が創立され、「婦選運動」の中心となる年でもある<sup>(12)</sup>。女性である妻の権限が法律として規定されたのは、大正十四年ではあるが、時代を遡つて考へれば、その年に女性の権限が規定されるまでに、長い年月をかけた政治的な活動があつた。<sup>(13)</sup>徐々に変化する社会の流れを見極めたうえで「行人」という作品は描かれているのだ。

#### おわりに

「行人」では、登場人物たちが、精神的・物理的な〈旅〉を通して、移動や、定住、漂泊するのだが、実は、その様子は、明治から大正に移り変わる、まさにその狭間において著された作品だからこそ、時代の変遷とともに大きく変化する社会において、それぞれの登場人物たちによる〈時代に取り残された生き方〉、〈時代に沿つた生き方〉、〈時代に抗う生き方〉を示しているのである。時代の流れに応応する三つの生き方は、生き方そのものが人生における三つの〈旅〉として捉えられる。

本論文では、近代日本社会における結婚制度下に生きる人物たちによる精神的な〈旅〉を通じて、その制度下に生きる人々の間に生じる結婚觀におけるズレを考察してきた。その中でも特に、一郎の結婚に対する考え方には、世代ごとの結婚觀を超越し、時代のさきがけとなる新しい視点が見られた。一郎の苦悩は、一郎の内面に根ざされた自分勝手な「個人主義」からくるものではなく、同じ「個人主義」でも、それまでは夫の〈従属物〉として扱っていた妻を一個人として捉え、他者の心を知りたいという誠実な苦悩なのである。

る。

だが、女性を一個人として知りたいと思う一郎は、苦悩の末、最終章「塵勞」でHさんと目的の定まらない〈旅〉をして身体的にも精神的にも漂泊することとなる。一郎の苦悩は、作品内で解決されることのないまま、作者漱石は作品に幕を下ろすのだ。一郎の苦悩は、終着点のない〈旅〉として、漂泊しつづけるのである。

(1) 註

- (1) 佐藤裕子『漱石解説——〈語り〉の構造』二〇〇〇年五月 和泉書院  
小森陽一「交通する人々——メディア小説としての『行人』——」「日  
本の文学」第8集 一九九〇年十二月 有精堂  
(2) 石原千秋『漱石の記号学』一九九九年四月 講談社  
前田達明編『史料 民法典』二〇〇四年一月 成文堂  
上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』一九九四年三月 岩波書店  
(3) 前田達明編『史料 民法典』二〇〇四年一月 成文堂  
前田達明編『史料 民法典』二〇〇四年一月 成文堂  
斎金英「夏目漱石『行人』論——女たちの謎と主体性を中心に」  
『国文』二〇〇五年十二月 お茶の水女子大学国語国文学会  
前田達明編『史料 民法典』二〇〇四年一月 成文堂  
前田達明編『史料 民法典』二〇〇四年一月 成文堂  
渡邊澄子「ジエンダーで読む夏目漱石」  
『国文学解釈と鑑賞』二〇〇五年六月 至文堂  
児玉勝子『婦人参政権運動小史』一九八一年六月 ドメス出版  
伊藤康子『草の根の夫人参政権運動史』二〇〇八年一月 古川弘  
(13) 文館  
(12)